

# 奈良県工賃向上計画

(令和6年度～令和8年度)

奈良県

## 1. 計画策定の趣旨等

### (1) 計画策定の趣旨

障害のある人が誇りと生きがいを感じながら地域で自立した生活を送り、自己実現を果たしていくためには、就労を通じた社会参加を実現することが重要です。一人一人の適性や能力に応じて、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるよう、また、一般就労が困難である人には就労継続支援事業所等（以下「事業所」といいます。）、福祉的就労の場における工賃水準の向上を図り、地域で自立した生活を送るための基盤を支える必要があります。

このため、本県では障害のある人の自立した地域生活の実現を目指し、これまで「奈良県工賃倍増5か年計画」（平成19年度～平成23年度）、「奈良県工賃向上計画」（平成24年度～平成26年度、平成27年度～平成29年度、平成30年度～令和2年度、令和3年度～令和5年度）を策定し、優先調達推進や売れる商品づくりの推進、県庁における販売会や施設外就労の実施など、工賃向上への取組を推進してまいりました。

また、令和2年3月に策定した障害のある人の施策の基本的な計画である「奈良県障害者計画」（令和2年度～6年度）の中でも、福祉的就労への支援が掲げられ、官民が一体となって工賃向上を目指すこととしています。

工賃向上にあたっては、計画に基づいた継続的な取組が重要であることから、令和6年度以降についても、「工賃向上計画」を策定し、引き続き工賃向上に向けた取組を推進するとともに、まほろば「あいサポート運動」による障害理解促進の取組とも連携しながら、国、県、市町村、事業所、企業及び関係団体が一丸となって障害のある人の工賃向上を目指すこととします。

### (2) 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3か年

### (3) 計画の対象となる事業所

県内の就労継続支援B型事業所

※ ただし、就労継続支援A型事業所（雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る）、生活介護事業所（生産活動を行っている場合）、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所については計画の対象とします。

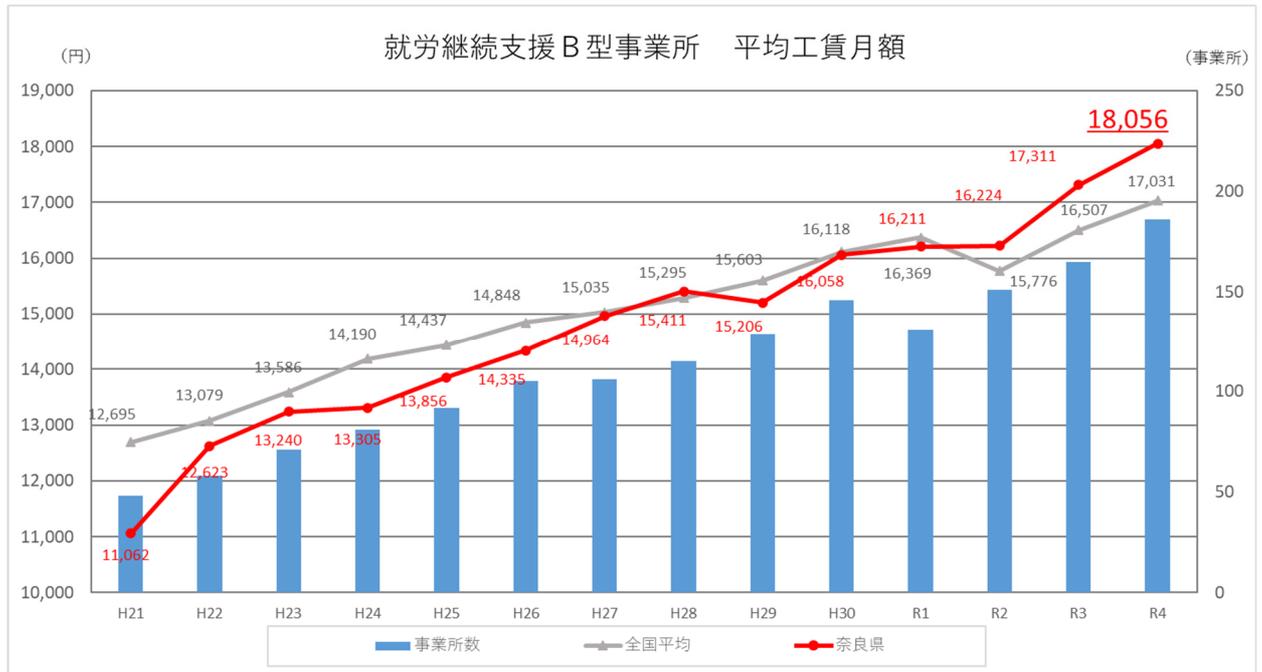
## 2. 現状と課題

### (1) 本県の現状

#### ① 本県と全国の平均工賃額の推移

本県の就労継続支援B型事業所における平均工賃月額について、令和4年度は18,056円となり、前期計画で掲げた目標金額（18,000円）を達成しました。近年は新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に事業所における生産活動の停滞が懸念されましたが、本県では5年連続で平均工賃月額が増加するなど、工賃向上の取組の成果が着実に現れてきています。また、令和2年度以降は、平均工賃月額が全国平均を上回っている状況にあります。

#### <就労継続支援B型事業所における平均工賃額>



		R2	R3	R4
事業所数		151	165	186
月額 (円)	県の目標工賃	17,000	17,500	18,000
	県の平均工賃実績	16,224	17,311	18,056
	全国平均	15,776	16,507	17,031
	全国との差	448	804	1,025
時間額 (円)	県の目標工賃	290	340	370
	県の平均工賃実績	241	259	270
	全国平均	222	233	243
	全国との差	19	26	27

## ② 工賃水準別の分布

平均工賃月額は事業所間で開きがあり、月額 30,000 円以上の事業所が存在する一方で、10,000 円未満の事業所も多数存在しますが、令和 2 年度以降は、月額 10,000 円未満の事業所の構成比が減少し、月額 10,000 円以上の各区分の構成比が増加するなど、県内の事業所における工賃の底上げが進んでいる状況です。

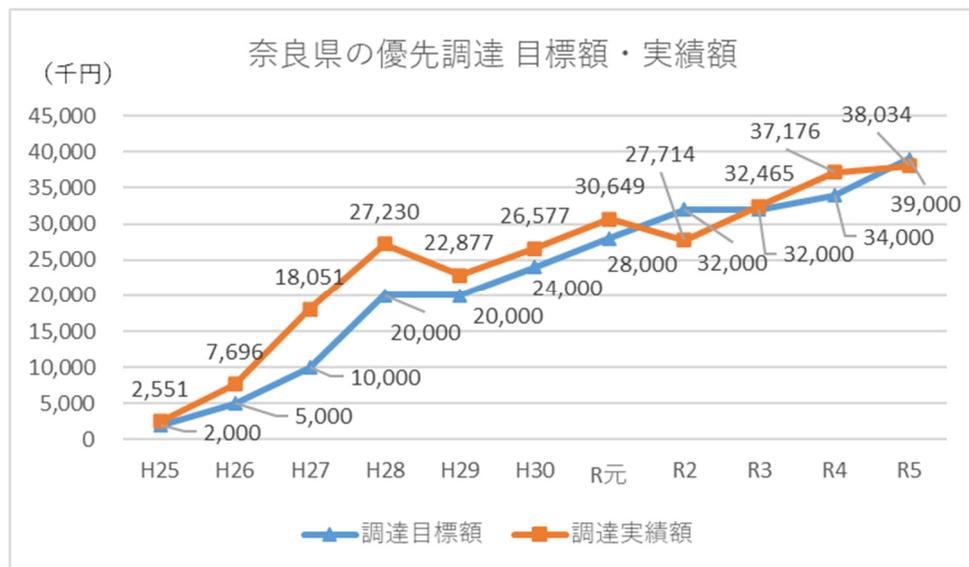
<就労継続支援 B 型事業所における工賃水準別の分布>

平均工賃月額(円)	R2		R3		R4	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
0 ～ 9,999	47	31.13%	49	29.70%	49	26.34%
10,000 ～ 19,999	66	43.71%	71	43.03%	82	44.09%
20,000 ～ 29,999	29	19.21%	32	19.39%	39	20.97%
30,000 ～	9	5.96%	13	7.88%	16	8.60%
合計	151	-	165	-	186	-

## ③ 優先調達額の推移

本県では、平成 25 年度に国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）が施行されて以降、毎年度優先調達に関する目標等を示した調達方針を定め、全庁的な調達推進に取り組んできたこともあり、調達実績額は増加傾向にあります。

<本県の優先調達目標額・実績額の推移>



	(千円)			
	R2	R3	R4	R5
調達目標額	32,000	32,000	34,000	39,000
調達実績額	27,714	32,465	37,176	38,034

## (2) 前期計画（令和3年度～令和5年度）に基づく取組の成果

### ① 優先調達推進

優先調達拡大に向けて以下の取組を継続してきた結果、2(1)③「優先調達額の推移」に記載のとおり、令和5年度の調達実績額は38,034千円となり、優先調達推進法が施行された平成25年度（2,551千円）と比べて、約15倍となりました。

#### <取組内容>

- ・ 県庁内における優先調達推進体制の整備（各部局に優先調達推進責任者等を設置、部局ごとに調達目標するなど主体的な取組を推進 等）
- ・ 県内の障害者就労施設等が提供する商品・サービスの集約・情報発信
- ・ 県・市町村等の行政機関と事業所、共同受注窓口等が参加し、発注者・受注者として事例紹介・意見交換等を行う優先調達推進会議を開催
- ・ 共同受注窓口の積極的な活用

### ② 販路拡大・販売促進

事業所の販売機会を確保するとともに、授産商品や事業所の取組を周知することを目的として、授産商品販売会を定期的に開催しました。また、魅力ある商品づくりに向けた取組として、事業所における商品力・販売力を強化するための研修会等を実施しました。

#### <取組内容>

- ・ 販売機会を創出するため、県庁内や県内商業施設において授産商品販売会を定期的に開催
- ・ 専門家による商品力・販売力を強化するための研修会や、商品の品質向上を支援するための商品アドバイス会を開催

#### <授産商品販売会の開催実績>

	R3 ※2	R4 ※2	R5 ※3	合計
販売機会(回)※1	12	14	23	49
出店事業所(延べ計)	52	62	135	249
総売上(円)	1,840,043	2,153,003	5,890,510	9,883,556
1事業所あたり平均	35,385	34,725	43,633	39,692

※1 県庁内および県内商業施設で実施した県主催の授産商品販売会の回数

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により、一部販売会開催を中止

※3 販売機会の新規開拓により、販売機会・出店事業所等が大幅に増加

### ③ 農福連携の推進

福祉と農業、双方の課題解決にもつなげる「農福連携」の取組を下記のとおり実施しました。

#### <取組内容>

- ・ 県内の障害者就労施設で生産された農産物や加工品を販売する「農福連携マルシェ」を開催（年1回）
- ・ 農業に関する専門家を障害者就労施設へ派遣し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施
- ・ 農福連携コーディネーターによる農作業受委託のマッチング

#### <専門家派遣実績および農福連携マルシェ開催実績>

		R3	R4	R5	合計
農業専門家派遣	対象事業所数	5	6	6	17
	派遣件数	15	17	17	49
農福連携マルシェ	出店事業所数	13	14	16	43
	総売上(円)	654,130	1,678,130	644,790	2,977,050

### ④ 県庁における施設外就労の推進

障害のある人の工賃向上だけでなく、就労能力や就労意欲の向上にもつなげる「施設外就労」を、県内最大級の事業所である県庁において引き続き実施しました。

#### <施設外就労における工賃実績>

	R3	R4	R5
受託事業所数	4	4	4
平均工賃 時間額(円)※1	936	961	1,035

※1 施設外就労に従事した利用者に支給された工賃

### (3) 本県の課題

---

これまで事業所から提出された工賃向上計画や工賃実績報告、あるいは会議・イベント等での収集したアンケートにおいて、以下のとおり工賃向上に関する課題が確認されています。

#### ① 事業所における課題

##### ア 職員の意識向上・人材育成

- ・ 工賃向上に取り組むという意識が事業所内で十分浸透していない。
- ・ 専門的な知識・技能を有する職員が不足している。

##### イ 企業経営的な取組の不足

- ・ 原価管理、生産性向上、商品開発、販路開拓・拡大、新たな生産活動への転換というような企業経営的な取組が十分ではない。
- ・ 営業力の不足により、収益性の高い生産活動や利用者の特性に合わせた生産活動を受注できない。
- ・ 事業所の取組について、効果的な情報発信ができていない。

##### ウ 受注体制に関する課題

- ・ 利用者や職員（支援者等）が不足しており、安定して受注できない。
- ・ 利用者の重度化や高齢化に伴い、作業効率が低下している。

#### ② 発注者（行政機関、企業・団体等）における課題

##### ア 事業所に対する認識の不足

- ・ 事業所との関わりが少ない行政機関、企業・団体等は、事業所を発注先の一つとして認識していない。行政機関の中でも、事業所との関わりが少ない部署は同じ傾向がある。
- ・ 事業所がどのような商品を生産しているか、どのようなサービスを受託できるかが分からない。

### 3. 具体的方策と目標工賃

#### (1) 具体的方策

2(3)で記載した課題の解決を図るとともに目標工賃を達成するため、以下の具体的方策に基づき、工賃向上の取組を推進します。 ※ [ ]内は対応する課題（P6）

##### ① 優先調達拡大の拡大 [発注者ア]

- ・ 県内の事業所において提供している商品・サービス等の情報発信を充実させるとともに、近年のAIやクラウド等のIT分野の進展等も踏まえて、ニーズの掘り起こしを行います。
- ・ 発注側（県・市町村等の行政機関）と受注側（事業所）が各自の取組紹介、情報交換等を行う場を設け、双方のニーズを確認することでマッチングにつなげることができるよう支援します。

##### ② 企業経営的な取組等への支援 [事業所ア・イ・ウ]

- ・ 事業所が企業経営的な手法を習得し、工賃向上に対する意識向上を図るために、経営コンサルタント等の専門家による研修会を開催する等、事業所のニーズに沿った支援を検討します。
- ・ 利用者が積極的に作業に参画し、工賃向上の担い手となるように、個々の利用者の特性に応じた作業の提供、工程の細分化、作業マニュアルの整備などの好事例を収集し、情報提供します。

##### ③ 販路拡大への支援 [事業所イ]

- ・ 県庁内や県内商業施設において授産商品販売会を定期的で開催する等、事業所の販売機会を確保・新規開拓するとともに、販売会等の機会を捉えて、事業所の販売力強化に向けた支援を行います。

##### ④ 共同化の推進 [発注者ア]

- ・ 単独の事業所では受注できない大口の案件でも共同化により対応することで受注機会の拡大につなげることができることから、行政機関や企業・団体等が参加する会議等の機会を捉えて、共同受注窓口の活用事例等の周知に努めます。
- ・ 共同受注窓口との情報交換を定期的に行う等、連携を強化します。

##### ⑤ 農福連携の推進 [事業所イ]

- ・ 農作業受委託について、農福連携コーディネーターによる農業者と事業所のマッチング支援を行います。
- ・ 農業に取り組む事業所が生産する農産物や加工品などの販売会を開催するなど、販路拡大のための支援を行います。

⑥ その他

- ・ 本計画期間中、目標工賃の達成状況等を確認・分析するとともに、今後の支援方策について検討・把握するための調査等を行います。
- ・ 「障害者はたらく応援団なら」の登録企業・団体や「あいサポート企業・団体」の認定企業・団体等に対して、事業所における工賃向上の取組について周知・啓発するとともに、物品・サービス等の調達を促す。

(2) 目標工賃

① 目標工賃の考え方

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（平成 24 年 4 月 11 日付障発 0411 第 4 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、都道府県が設定する目標工賃については、当該都道府県における生活水準や最低賃金、賃上げ、物価高騰、障害者の経済状況などを踏まえて、適正な水準を設定することとされています。

② 本県の目標工賃

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」（平成 19 年 4 月 2 日付障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知（最終改正 令和 6 年 3 月 29 日付障発 0329 第 7 号））により、令和 5 年度より、工賃実績報告は平均月額により行うこととなったため、目標工賃についても月額のみ設定します。また、同通知により平均工賃月額の算定方法が下記のとおり変更されたことを踏まえて目標額を設定します。

【改正後の平均工賃月額の算定方法】

$$\text{平均工賃月額(円)} = \frac{\text{工賃支払総額(円)}}{\text{1日の平均利用者数(人)} \times \text{年間開所月数(月)}}$$

令和 5 年度の平均工賃月額の実績は下記のとおりとなりました。

工賃支払総額(円)	1日の平均利用者数(人)	開所月数(月)	平均工賃月額(円)
625,444,512	2,202.2	11.5	24,696

上記に加えて、以下の点も考慮したうえで、令和6年度から令和8年度の目標工賃は下記のとおり設定することとします。

- ・ 従前の算定方法により平均工賃月額を算出していた直近5年間（平成30年度～令和4年度）において、平均で対前年度比2.5%程度、平均工賃月額が増加した。
- ・ 令和6年度以降の消費者物価の見込みとして、日本銀行の「経済・物価情勢の展望（2024年4月）」において、消費者物価の前年比は“令和6年度に2%台後半となったあと、令和7年度および令和8年度は概ね2%程度で推移する”と予想されている。

なお、令和6年度の目標工賃については、令和2年3月に策定した奈良県障害者計画において既に月額19,000円と設定していますが、この度の算定方法の変更を踏まえて、本工賃向上計画で新たに設定する目標額に見直します。

<令和6年度から令和8年度の目標工賃>

	R6	R7	R8
目標工賃・月額(円)	<u>25,800</u>	<u>26,400</u>	<u>27,100</u>

奈良県福祉医療部障害福祉課

〒630-8501 奈良市登大路町 30

TEL 0742-27-8922

FAX 0742-22-1814